

「地域を支える建設業」検討会議

第35回全体会議

(一社)長野県建設業協会 要望事項等

○ 要望事項

1 入札、契約関係について

(1)失格基準価格の引き上げ・くじ引き対策について

- ① 失格基準価格の引き上げについて等 (資料No.1参照)
- ② 舗装工事のくじ引き対策と地域に配慮した発注について

(2)総合評価落札方式について

- ① 「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローの見直しについて
(資料No.2参照)
- ② 技術者要件・資格の加点について
- ③ 下請要件付き入札について (資料No.3参照)

(3)小規模補修工事の限度額の引き上げについて

2 工事発注について

(1)工事量の確保と平準化について

(2)週休2日制導入への対応について

3 設計、積算について

(1)現地と設計図書の相違について

(2)交通誘導員について (資料No.4参照)

○ 報告事項

1 プレミアムサタデーの実施状況について (資料No.5参照)

○ 要望事項

1 入札、契約関係について

(1) 失格基準価格の引き上げ・くじ引き対策について

- ① 9月11日の契約審議会に提出された長野県資料によりますと、平成29年度の建設工事の平均落札率は92.7%、平成30年度4月から6月の平均が92.9%となっております。平成29年度は、28年度より0.1%上がったとはいえ、平成28年度の近隣8県平均落札率93.9%とは依然として大きな開きがあります。

建設業の財務統計指標（東日本建設業保証（株））によりますと、平成29年度の東日本管内の売上高営業利益率の平均が2.42%に対して、長野県は1.57%と低く、品確法にあります適正な利潤が確保出来る為にも、受注希望型建設工事における失格基準価格を95%位まで引き上げて頂くようお願いいたします。

また、4月公告案件から総合評価を含む受注希望型の工事において、低入札価格調査基準価格未満で落札候補になった者に、低入札価格調査等を行うことになりましたが、応札者が5社以上の場合でも平均落札率が下がっていると思われまます。制度導入の際のご説明では、今までの入札動向が変わらないように、という事でしたが、低入札価格調査の効果と低入札価格調査の対象となった工事の落札額総額も含めて、制度変更の検証をどうされているのかご教示願います。

（協会要望事項、上小、伊那、須坂）

【資料1参照】

② 舗装工事のくじ引き対策と地域に配慮した発注について

依然として舗装工事のくじ引きが多く、簡易Ⅱ型の効果が表れていないと思います。前回の全体会議以降の入札状況と対応状況のご説明をお願いいたします。

また、舗装工事等で一定の地域に集中して、多くの件数が発注される事例が見られますが、地域要件、同種工事の実績件数や工事成績の関係があり、実質的に受注機会が限られ、工事成績点もなくなる可能性があります。発注にあたっては、各地域での工事量を考慮して地域ごとに発注していただくよう要望します。

（協会要望事項、諏訪、中高）

(2) 総合評価落札方式について

① 「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローの見直しについて

平成29年度の総合評価落札方式（予定価格2億円未満）の応札者数を検証すると、県全体の発注件数の約2割が応札者数5社未満となっており、落札率が90%

未満の割合も 13.3%と、応札者数 5 社以上に比べ多くなっています。

応札者数が 5 社未満と予想される場合、低入札価格調査基準価格が 90%相当額、失格基準価格が 87.5%となるため、5 社以上の場合と比べ、応札額を下げることで価格点を上げられる可能性が高い事が要因と考えられます。結果として、入札全体の平均落札率を下げる事に繋がっていると思われまます。

現行の失格基準価格算定フローは、以前の低入札価格調査基準価格と失格基準価格が同額であった場合の失格基準価格を決めるための考え方を継承していますが、総合評価落札方式の趣旨を考慮し、「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローを見直し、90%未満の落札者が多い状況の改善を要望します。

(協会要望事項)

【資料 2 参照】

② 技術者要件・資格の加点について

最近の公告案件に、新しい資格が加点項目になることが散見されます。(自社登録型枠基幹技能者、地質調査技士、コンクリート主任技士等) 逆に、SXF 技術者の評価は実質的に無くなりました。資格取得にはそれ相当の費用と時間がかかりますので、評価項目の検討・決定にあたっては、応札者が混乱しないよう事前に予告してもらおうとか、決定した項目は長く継続していただくよう要望します。

(南佐久・佐久、飯田、諏訪、木曾、須坂)

③ 下請要件付き入札について

内訳書の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札は、積算根拠の明確化と施工体制の適正化を図ることを目的として、平成 17 年 4 月に入札試行要領が定められました。当時の県工事平均落札率は 81%であり、営業利益はマイナスという状況下で下請け業者へのしわ寄せが懸念されていましたが、その後の失格基準価格の見直しにより入札環境が改善され、現在では県工事平均落札率は 92%台となり営業利益はプラスに転じております。

国土交通省は、平成 19 年 6 月に「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、元請下請間の取引適正化を推進しており、落札者が決定してから建設業法で義務付けられている「施工体制台帳(下請要件を確認する資料)」の作成・提出を求める方法で、施工体制の適正化を確保しています。

現行の下請要件付き入札では工事契約前に下請負人を決めなければなりません。用地等現場条件から着工時期が遅れること等で、下請を断られる事もあります。さらに、落札が不確定の状況で、入札参加する全社が下請負人への見積もり依頼をすることは多くの時間と経費をかける事であり、受注が不確定の状況での見積もり依頼は下請負人への負担にもなっています。

入札環境等状況の変化を鑑み、県外大手ゼネコン対象工事以外の工事について、下請要件付き入札制度の改善を要望いたします。

【資料 3 参照】

(南佐久・佐久、諏訪、伊那、大北)

(3) 小規模補修工事の限度額の引き上げについて

長年に亘り要望してまいりました複数年継続委託が、来年度から試行されるということが契約審議会に報告され感謝いたしますが、小規模補修工事の上限200万円を引き上げていただくよう、引き続き要望します。

(協会要望事項、諏訪)

2 工事発注について

(1) 工事量の確保と平準化について

地域を支える建設業として雇用の確保や地域の維持が可能となるように、これから来年度の予算編成時期を迎えるにあたり、公共事業予算の確保を要望します。

また、一層の発注時期の平準化をお願いします。

(南佐久・佐久、伊那、飯田、木曾、松筑、安曇野、大北、須坂)

(2) 週休2日制導入への対応について

働き方改革と生産性の向上を両輪として進め、将来の担い手を確保していくためにも、残業時間や休日出勤の削減、週休2日制に取り組んでいかなければなりません。建設現場の週休2日の実現には、適正な工期設定や適正な賃金水準の確保が必要です。今年度から経費の補正係数が引き上げられたことは感謝いたしますが、週休2日制の導入を円滑に進めるため、引き続き、適正な工期設定やさらなる経費率の見直しを要望します。

(南佐久・佐久、上小、飯田、木曾、大北、更埴、飯山)

3 設計、積算について

(1) 現地と設計図書の相違について

毎年、現地機関との意見交換会で議題となっております。昨年、第32回全体会議でも要望させていただき、県からは「図面や設計書のチェックを徹底するとともに、費用についても「設計変更ガイドライン」により必要なものはお支払いしたい。」とのお回答を頂いておりますが、今年も多く支部で議題になっておりますので、関係機関へどのように徹底されているのか、具体的にお教え願います。

(南佐久・佐久、伊那、松筑、安曇野、大北、中高、飯山)

(2) 交通誘導員について

交通誘導員が不足しており、特に工事が集中する時期に必要な人員が確保できず、工程に遅れが生ずる等影響が出ています。また、交通誘導員の設計単価と市場価格の乖離が依然としてあります。

平成29年6月、総務省・国交省から各都道府県への文書「市場価格の高騰が予想される場合等で、市場価格との間に乖離が想定される場合には、必要に応じて見積を活用するなど適切な対応を図ること」とあります。是非とも実勢にあった設計単価計上と、現場状況による交通誘導員の増員においては設計変更による計上をお願いします。

また、小規模補修工事のように急な依頼工事ではさらに交通誘導員の確保が難しくなります。自家警備による交通誘導をせざるを得ない状況もありますが、その場合の単価として少なくとも普通作業員以上の単価で精算して頂けなければ採算が合いません。工事の費用からすると信号機で対応可能な箇所は積極的に活用できるよう、対策協議会を早期に設置していただき、関係機関(警察等)を含めて調整をお願いします。

(南佐久・佐久、上小、飯田、木曾、松筑、安曇野、大北、須坂)

【資料4参照】

平成23年度決算

Table with 2 columns: 銘柄 (Company Name) and 平均値 (Average Value). Lists 23 companies with values ranging from 0.00 to 4.49.

平成24年度決算

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from -0.36 to 9.37.

平成25年度決算

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 0.21 to 7.03.

平成26年度決算

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 3.38 to 7.90.

平成27年度決算

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 3.01 to 7.90.

平成28年度決算

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 2.59 to 7.65.

平成29年度決算

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 3.16 to 6.55.

売上高経常利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from -1.09 to 1.92.

売上高経常利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from -0.86 to 4.64.

売上高経常利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from -0.41 to 3.82.

売上高経常利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 1.46 to 4.50.

売上高経常利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 1.52 to 4.46.

売上高経常利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 1.20 to 4.56.

売上高経常利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 1.28 to 4.03.

売上高総利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 15.99 to 20.88.

売上高総利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 16.40 to 22.06.

売上高総利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 16.67 to 22.06.

売上高総利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 17.46 to 22.62.

売上高総利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 17.48 to 23.46.

売上高総利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 18.47 to 24.56.

売上高総利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 19.32 to 24.67.

売上高営業利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from -3.03 to 1.16.

売上高営業利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from -1.09 to 4.14.

売上高営業利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from -0.52 to 2.68.

売上高営業利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 1.16 to 3.43.

売上高営業利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 0.95 to 3.18.

売上高営業利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 0.76 to 3.47.

売上高営業利益率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 0.73 to 3.42.

自己資本比率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 10.88 to 35.56.

自己資本比率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 10.42 to 35.61.

自己資本比率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 12.32 to 35.95.

自己資本比率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 15.69 to 37.12.

自己資本比率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 20.84 to 39.37.

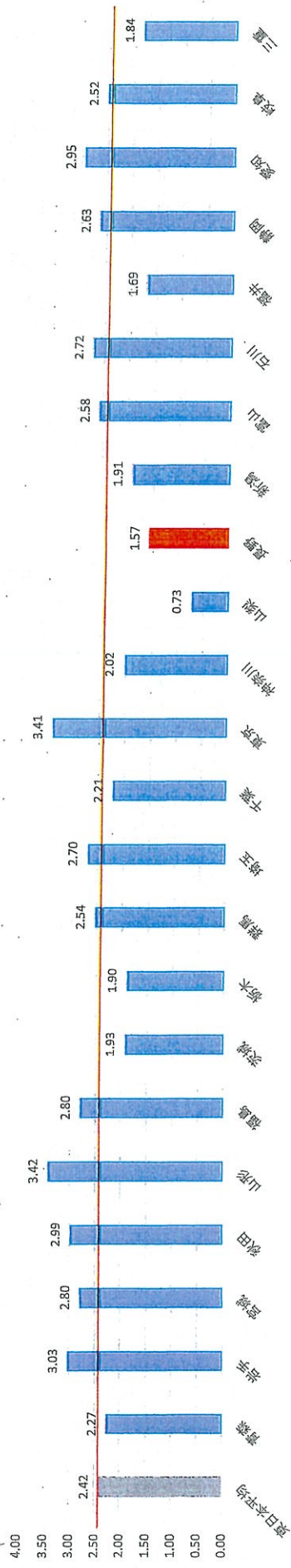
自己資本比率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 20.47 to 40.31.

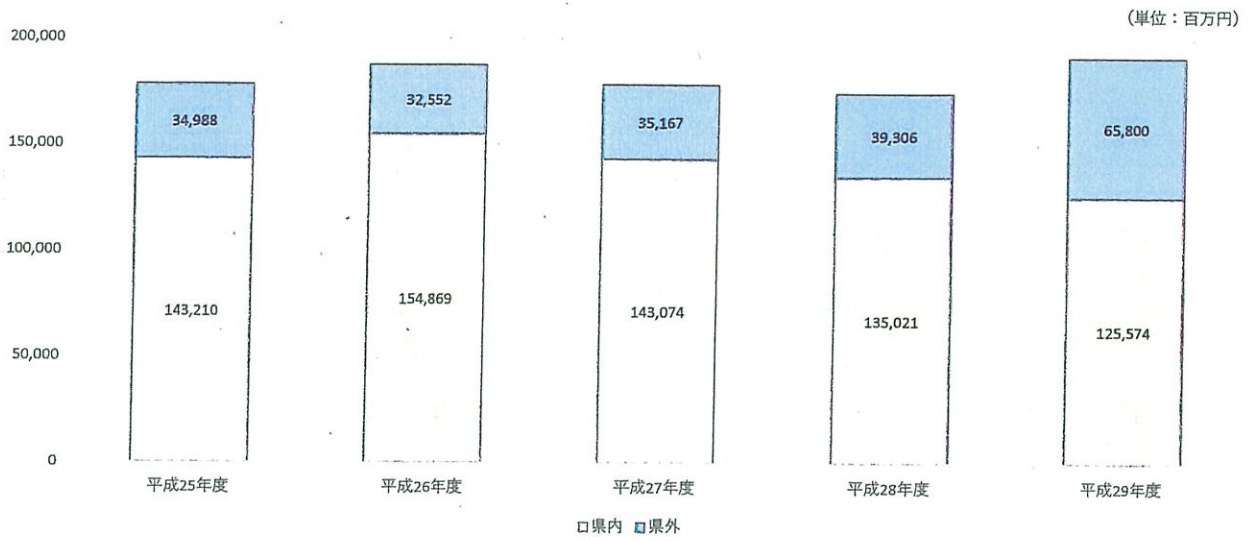
自己資本比率

Table with 2 columns: 銘柄 and 平均値. Lists 23 companies with values ranging from 21.59 to 42.45.

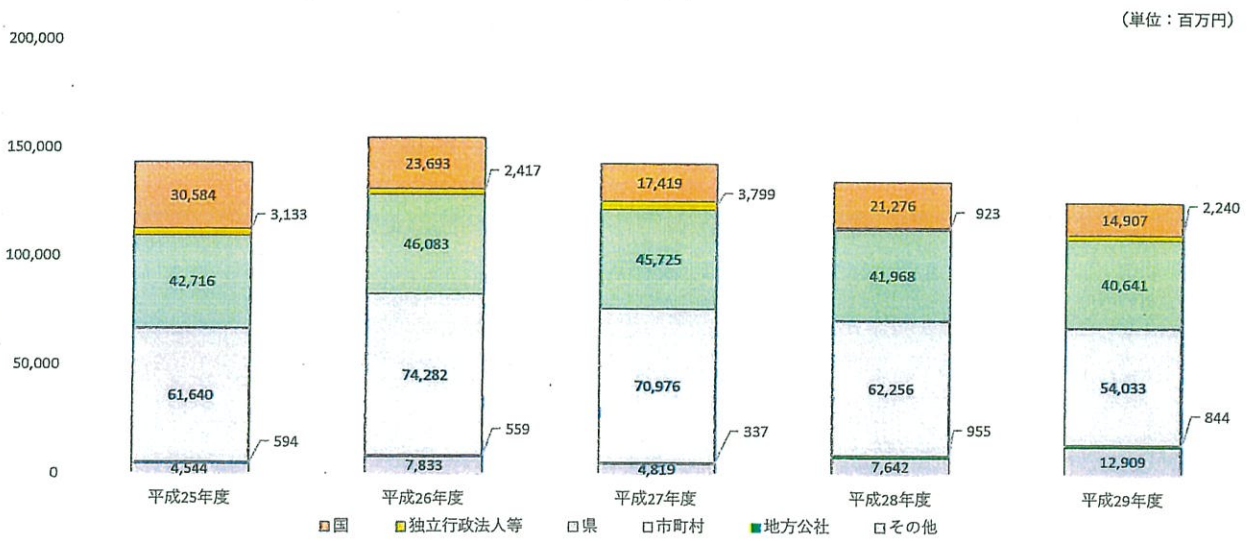
都県別 売上高営業利益率の比較 (平成29年度)



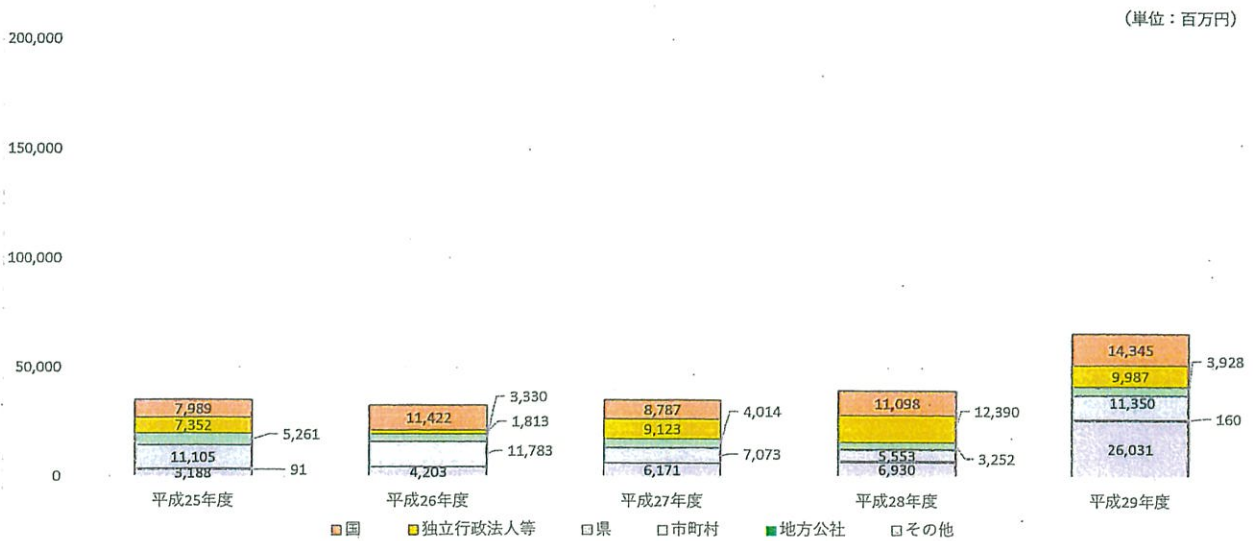
■全体（請負金額）



■■ 県内（請負金額） ■■

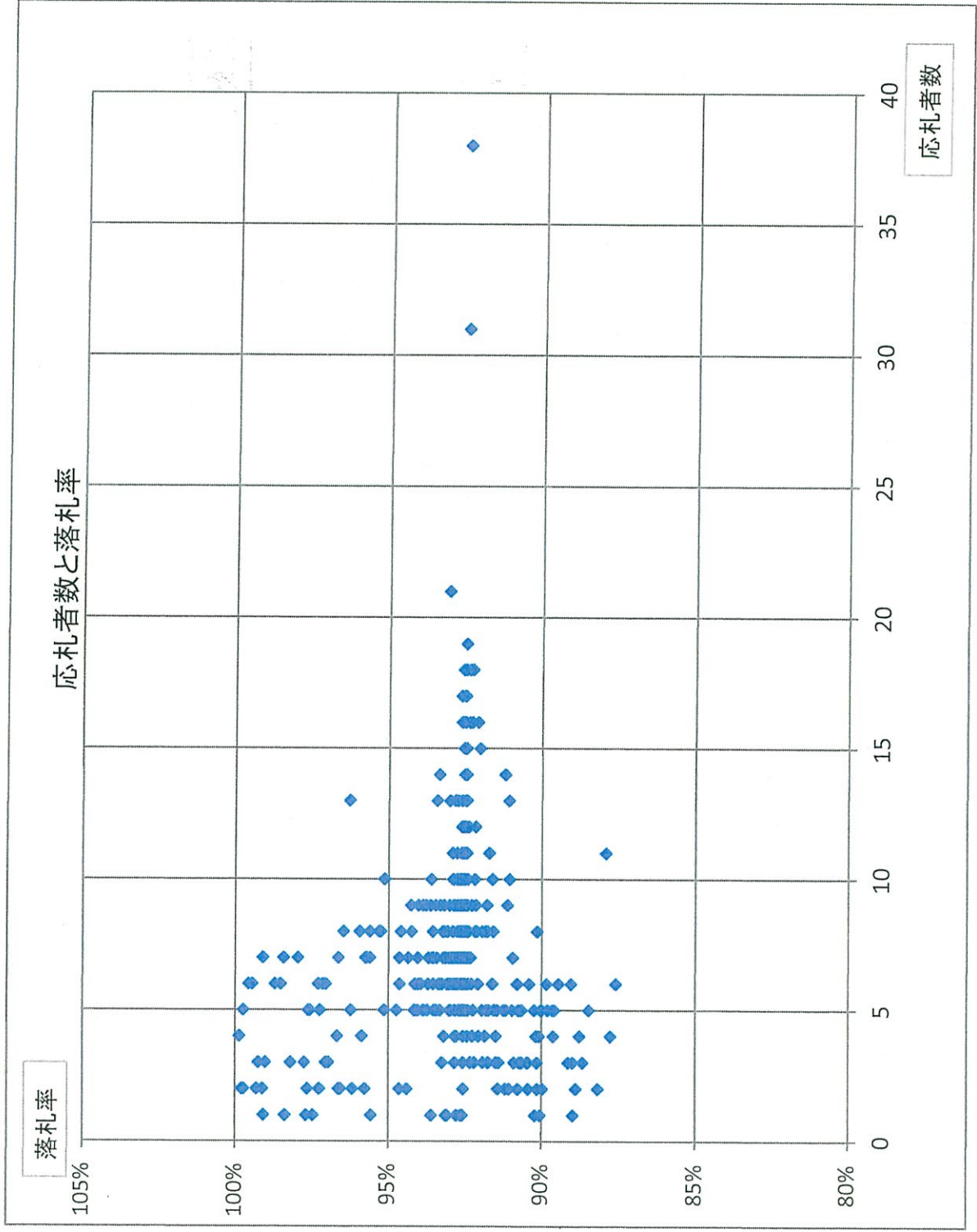


■■ 県外（請負金額） ■■



平成29年度長野県総合評価落札方式(予定価格2億円未満)の落札状況

応札者数	入札回数	落札率 90%未満	90%未満 発生頻度
38	1	0	0.0%
31	1	0	0.0%
21	1	0	0.0%
19	1	0	0.0%
18	7	0	0.0%
17	4	0	0.0%
16	7	0	0.0%
15	4	0	0.0%
14	10	0	0.0%
13	15	0	0.0%
12	14	0	0.0%
11	15	1	6.7%
10	27	0	0.0%
9	37	0	0.0%
8	47	0	0.0%
7	55	0	0.0%
6	64	4	6.3%
5	47	4	8.5%
4	18	3	16.7%
3	27	3	11.1%
2	24	4	16.7%
1	14	1	7.1%
計	440	20	4.5%
5者以上	357	9	2.5%
5者未満	83	11	13.3%

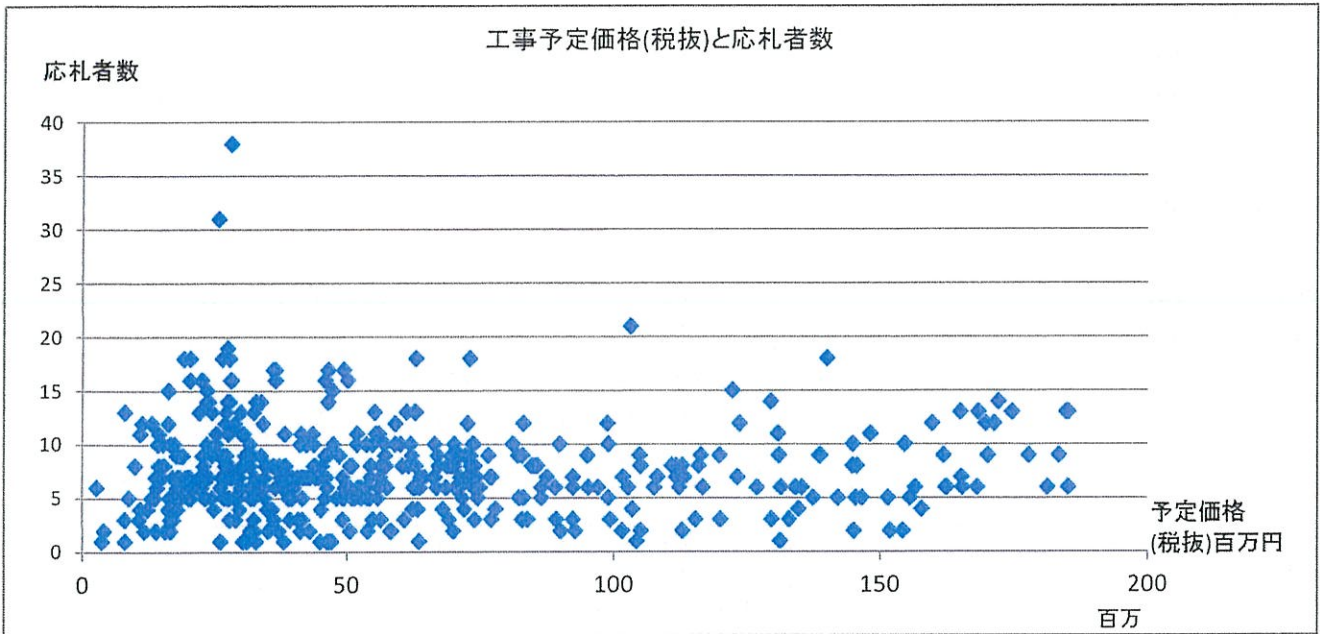


平成29年度長野県総合評価落札方式(予定価格2億円未満)の入札状況

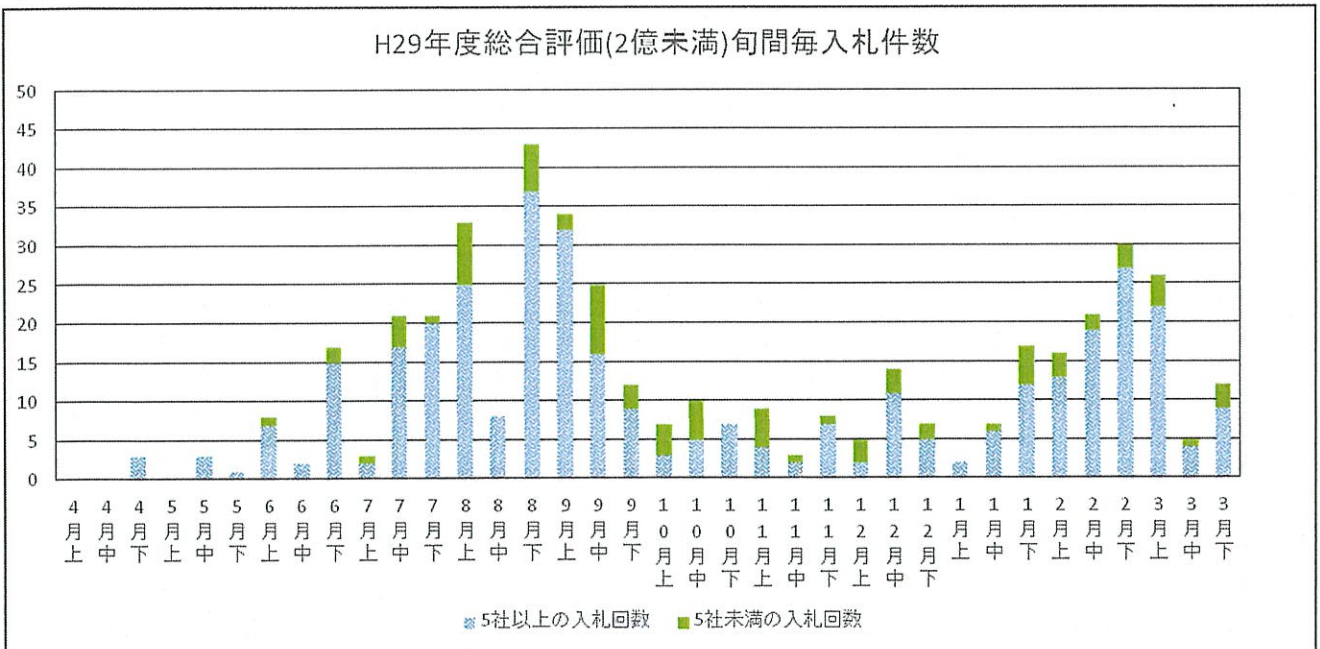
1 工種別入札状況

工種	入札件数	平均応札者数	平均落札率	5社未満の入札件数	5社未満発生率	落札率90%未満の入札件数	応札者5社未満・落札率90%未満
土木一式工事	234	7.2	93.1%	43	18.4%	10	4
建築一式工事	7	2.6	94.8%	6	85.7%	0	0
とび・土工・コンクリート工事	90	8.4	92.9%	7	7.8%	1	1
電気工事	8	8.4	93.3%	0	0.0%	1	0
管工事	11	4.5	92.6%	5	45.5%	4	2
鋼構造物工事	7	2.6	91.4%	7	100.0%	3	3
ほ装工事	63	10.2	92.4%	5	7.9%	0	0
塗装工事	1	13.0	92.8%	0	0.0%	0	0
電気通信工事	2	8.5	91.0%	1	50.0%	0	0
造園工事	1	9.0	93.6%	0	0.0%	0	0
水道施設工事	11	5.4	92.5%	5	45.5%	0	0
解体工事	1	3.0	90.9%	1	100.0%	0	0
森林整備	4	2.8	93.8%	3	75.0%	1	1
計	440	7.6	92.9%	83	18.9%	20	11

2 工事予定価格と応札状況

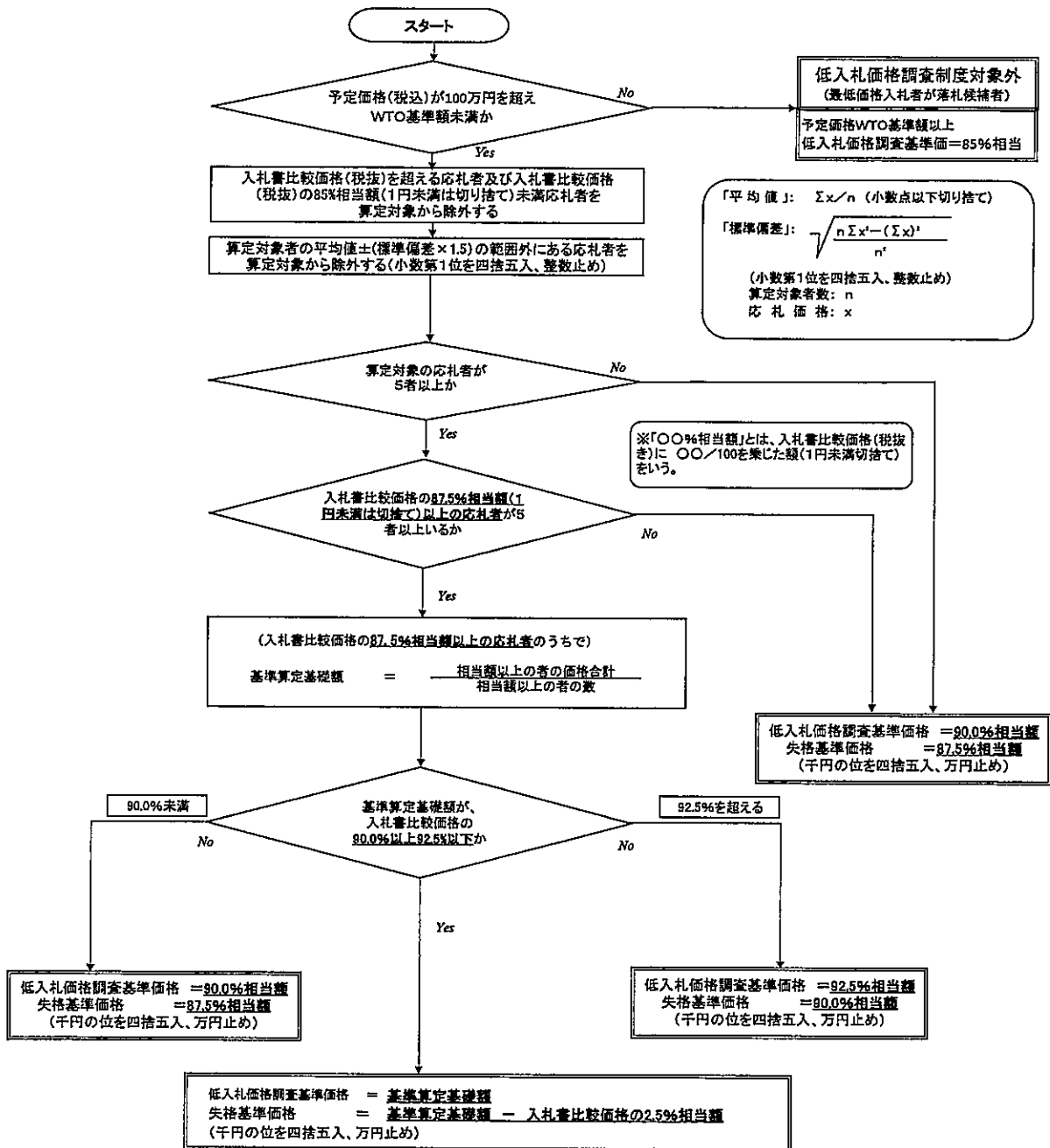


3 平成29年度の入札状況



総合評価落札方式における建設工事の「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定のフロー

2018.04.01



内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領

(平成17年4月28日17監技第41号)

(最終改正 平成30年3月26日付け29建政技第320号)

この要領は、長野県が発注する受注希望型競争入札のうち、積算根拠の明確化と施工体制の適正化を図ることを目的とする内訳書等の提出及び下請要件を付して発注する入札方式の試行に係る公告、提出書類及び審査手続等について定めたものである。

(対象工事)

第1 この要領において対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 予定価格が概ね2億円以上（消費税込み）の大規模工事
- (2) 予定価格が8000万円以上（消費税込み）の土木一式及び建築一式工事
- (3) その他、発注機関の長が必要と認めた工事

(入札公告)

第2 発注機関の長は、対象工事を本競争入札に付するときは、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）の定めによる他、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。（別記1参照）

- (1) 入札参加者が、契約人となった場合に直接下請契約を締結する予定の下請負人（以下「下請負人」という。）の要件
 - (2) 入札書の提出に併せて提出を求める、対象工事に係る内訳書等（第4(1)及び(3)に定めるものをいう。）及び発注機関の長が必要と判断し追加して提出を求めるその他の積算資料
 - (3) 入札参加者が、契約人となった場合に下請契約を締結する予定の下請負人のうち、要件を確認する下請負人の範囲、及び入札書の提出に併せて提出を求める対象工事に係る下請要件を確認する資料
 - (4) 落札候補者に追加して求める資料に関する事項
 - (5) 内訳書等の提出及び下請要件の審査に関する事項
 - (6) その他本競争入札の手續に関し必要な事項
- 2 第1項の公告は、実施要領の入札公告（様式1-2）の追加事項により行うものとする。
- 3 公告の期間（公告日から入札書提出期限までをいう。以下同じ。）は、原則として、24日（長野県の休日定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。ただし、工事の内容により16日（休日を含む。）まで短縮することができる。
- 4 質問書の受付期間は7日程度（休日を除く。）とする。ただし、工事の内容により5日程度（休日を除く。）まで短縮することができる。

(下請負人の要件)

第3 下請負人に必要な資格等の要件（以下「下請要件」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 下請負人の資格等は次の事項を満たすこと。
 7. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 4. 公告日から落札決定日までの間において、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受

けていない者であること。

ウ. 下請負人は、建設業法第3条、又は当該業務において必要な場合の許可を有すること。

(2) 入札参加者の本店が県外の者に対する要件は次の事項を定めることができる。

7. 県内に本店を有する下請負人との契約予定額の総計が、入札価格に占める比率（以下「県内下請比率」という。）

(内訳書等の提出)

第4 発注機関の長は、次の各号に定める内訳書等の提出を求めるものとする。

- (1) 入札書の提出に併せ、初度の入札時において、入札参加者全員から「工事費内訳書」（入札心得第8条第2項による）として、金抜設計書（入札公告で示した設計図書）に、単価及び金額を記載したもの、または、それと同等の項目が含まれる独自に作成した様式によるもの。
- (2) 再入札書の提出時においては、工事費内訳書の添付は不要とするものとする。ただし、再入札の結果落札候補者を決定した場合は、入札参加資格要件審査書類の提出時に求めるものとする。
- (3) 発注機関の長は、落札候補者に対し速やかにFAX（様式1号）及び電話により連絡し、実施要領第23に規定する入札参加資格要件審査書類とともに、次に掲げる内訳書等の提出を求める。
 - 1) 再入札を実施した場合の工事費内訳書。
 - 2) 「工事費内訳書の算出根拠」として、金抜設計書（入札公告で示した設計図書）に添付されている科目内訳書及び施工内訳書に単価及び金額を記載したもの、または、それと同等の項目が含まれる独自に作成した様式によるもの、若しくは第5第4項(2)に規定する下請負人の作成した「見積書」。
 - 3) 「その他の積算資料」として、発注機関の長が必要と判断し公告において提出を求めた任意仮設の積算内訳や当該工事における主要材料の見積書等。
- (4) 前記(1)及び(3)の2)の備考欄には、第5第2項で定める下請負人の商号または名称を工程毎に記載しなければならない。
- (5) 同項第3号の審査書類は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として3日（休日を含まない。）以内に提出しなければならない。

(下請要件を確認する資料の提出)

第5 発注機関の長は、対象工事に係る下請要件を確認する資料の提出を求めるものとする。なお、建築工事等の下請業種が多岐にわたる場合、または工期が長期にわたる場合等については、下請要件を確認する工程の範囲を、予め入札公告で指定することが出来るものとする。

- 2 下請負人の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 建設業許可を有する一次下請負人全て
 - (2) 交通整理員、ガードマン等を外部委託する場合の警備会社等
 - (3) 産業廃棄物の処理・運搬を外注する場合の委託業者
 - (4) 測量または各種調査等を外注する場合の測量、調査会社等
- 3 入札書の提出に併せ、初度の入札時において、入札参加者全員から「下請金額付き施工体系図」（様式2号）の提出を求めるものとする。再入札書の提出時においては、「下請金額付き施工体系図」（様式2号）の添付は不要とするものとする。ただし、再入札の結果落札候補者を決定した場合は、入札参加資格要件審査書類の提出時に求めるものとする。
- 4 落札候補者に対し、第4(3)の提出資料とともに、次の各号に掲げる資料の提出を求めるものとする。
 - (1) 再入札を実施した場合の「下請金額付き施工体系図」（様式2号）

- (2) 第2項の下請負人の作成した「見積書」
- (3) 第2項の下請負人の商号、代表者名、住所が記載された「施工体制台帳」（建設業法第24条の7に規定する記載事項等を満たしたもの。土木工事現場必携に記載された様式に準じる。）
- (4) 第2項の下請負人が配置を予定している技術者が必要とする資格を証するもの

(追加する資料の提出)

第6 発注機関の長は、必要に応じ第4及び第5に規定する資料のほか、落札候補者に対し入札参加資格要件の審査を行う期間に、追加して次の各号に掲げる資料（以下「追加資料」という。）の提出を求めることができる。

- (1) 第3(2)で定める「県内下請比率」を確認するための二次以降の下請負人の作成した見積書及び施工体制台帳等
 - (2) 第5第2項に規定する下請負人の資料が提出されない場合の直営施工を説明できる資料
 - (3) その他、発注機関の長が追加提出の必要を認めた資料
- 2 追加資料の提出を求められた者は、これを指示された日の翌々日（休日を除く）までに提出しなければならない。

(内訳書等の提出及び下請要件の審査)

第7 発注機関の長は、実施要領第13の「郵送入札書等の不受理」、第28の「入札書の無効」及び第19の「低入札価格調査」に基づく審査を実施した後、入札公告に示す内訳書等の提出及び下請要件に基づき、最低価格入札者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、最低価格入札者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書、内訳書等、下請要件を確認する資料及び追加資料について実施する。
- 3 前項の審査に要する日数は、入札参加資格要件の書類の提出があった日から、7日以内（休日を除く）とする。

(入札の無効)

第8 次の各号に掲げる入札書は、実施要領第28に準じて無効とする。

- (1) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
 - (2) 下請金額付き施工体系図の提出がない者が入札した入札書
- 2 次の各号に掲げる入札書は、実施要領第29に準じて無効（失格）とする。
- (1) 入札公告に示す下請要件を満たさない者が入札した入札書
 - (2) 内訳書等または下請要件を確認する資料（第4、第5に定める資料）を提出しない、または内容に不備があると認められた者が入札した入札書。
 - (3) 第6に定める追加資料を期限までに提出しない、または追加資料により当初提出された資料に虚偽記載等が確認された者が入札した入札書
 - (4) 施工体制が、建設業法第22条に規定する「一括下請の禁止」に抵触する恐れがあると認められた者が入札した入札書。
 - (5) 第3(2)で定めた「県内下請比率」の要件を満たさない者が入札した入札書。
 - (6) その他、発注機関の長が著しく不適当と認める事実が確認された者が入札した入札書。
- 3 前項(2)の「不備」は、以下の各号に掲げるものとする。
- (1) 第4に定める資料に、欠落や未記載等があり、算出根拠が不明確なもの。
 - (2) 第4に定める資料が、第5第4項(2)の下請負人の作成した見積書より安価なもの。
 - (3) 第4(3)3に定める「その他の積算資料」が現場状況または実勢価格等を勘案した場合に適正な施工が出来ないと判断されるもの。
 - (4) 第4(1)並びに(3)及び第5第3項並びに第4項に定める資料の提出が無いが、未記載等により、施工体制が不明確なもの。

(履行状況の確認及び措置)

第9 発注機関の長は、この要領に基づき契約した工事について、履行状況の確認を行うものとし、以下の各号に掲げる内容を確認した場合には、それぞれ必要な措置を講ずることとする。

- (1) 第4及び第5で提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があり、契約の目的を達することが出来ないと認められるときは、契約約款第46条第4項による契約解除を行う。
- (2) 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずる。
- (3) 前記(1)または(2)に至らない場合でも、下請負人や下請金額等に合理的な理由なく変更が生じた場合には、工事成績評定を減点する。

(準用)

第10 この要領に定めのない事項は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領を準用する。
なお、重複する事項については、本要領が優先する。

(附則)

本要領は、平成17年5月9日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成19年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成21年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成23年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成24年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成29年4月1日以降の入札公告から適用する。

(附則)

本要領は、平成30年4月1日以降の入札公告から適用する。

建設業法令遵守ガイドライン（第5版）

－ 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 －

国土交通省土地・建設産業局建設業課

平成29年3月

建設業法令遵守ガイドライン

はじめに

少子高齢化により労働力人口が減少する中、建設業は現在、若年入職者の減少や就業者の高齢化が進行するなどの構造的な問題に直面しています。将来にわたってインフラ整備を支える担い手を確保するためには、処遇改善等を通じて、建設業への若年層の入職が促進されることが必要です。

そのような状況下、経済の好循環を実現するため、政府が一体となって、元請下請間の取引の適正化に取り組んでいるところです。

平成19年6月に本ガイドラインを策定し、元請下請間の取引適正化を推進してきたところですが、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところです。また、こうした状況は、技能労働者への適切な賃金水準が確保できなくなるなど、建設産業が持続的な発展を遂げる上での阻害要因になりかねません。

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約が発注者と元請負人が交わす請負契約と同様に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく請負契約であり、契約を締結する際は、建設業法に従って契約をしなければならないことや、また、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的としています。

なお、本ガイドラインについては、できるだけ多くの事例を対象にすることを考えており、今後、随時更新を重ね、充実させることとしています。

長野県「下請110番」H20年度～H30年度件数

年 度	110番件数	備 考
H20	32 件	
H21	30 件	
H22	34 件	
H23	24 件	
H24	12 件	
H25	13 件	
H26	9 件	
H27	7 件	
H28	9 件	
H29	3 件	
H30	0 件	H30.4.1～H30.6.30
計	173 件	
H26～H30平均	5.6 件	

総行行第131号
国土入企第2号
平成29年6月8日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
(市区町村担当課、契約担当課扱い)
各指定都市入札契約担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

交通誘導員の円滑な確保について

公共工事の円滑な施工の確保については、これまでも、「公共工事の円滑な施工確保について」(平成29年2月10日付総行行第24号・国土入企第22号)等において、適正な価格による契約や技術者・技能労働者等の効率的活用などの措置を講じるよう、要請してきたところです。

工事の施工にあたっては、技術者・技能労働者の確保や資機材の調達に加え、交通誘導員の確保も重要である一方、地震や豪雨災害等の被災地をはじめとする一部の地域においては、交通誘導員のひっ迫等に伴い、その十分な確保が困難となり、円滑な施工に支障を来しているとの実態も見受けられるところです。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、公共工事の円滑な施工を一層確保していく観点から、下記の措置を講じること等により、交通誘導員の円滑な確保と効率的な活用に努めていただくよう、お願いします。

なお、別添1を各建設業団体の長あてに通知するとともに、別添2が警察庁生活安全局生活安全企画課長等から各都道府県警察本部長等あてに、別添3が同課長から一般社団法人全国警備業協会会長あてに、それぞれ通知されています。

ので、お知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

記

1. 交通誘導に係る費用の適切な積算

交通誘導員を含め地域外から労働者を確保する場合や市場価格の高騰が予想される場合等において、これに伴う費用の増加への対応については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付総行第43号・国土入企第34号）において通知した「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付国技建第7号）を参考にするとともに、交通誘導員の労務費についても、標準積算と市場価格との間に乖離が想定される場合には、必要に応じて見積を活用するなど適切な対応を図ること。

2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化

施工時期等の平準化については、人材・資機材の効率的な活用等に資することから、これまでも「公共工事の円滑な施工確保について」等により、債務負担行為の積極的な活用による計画的な発注等に取り組むよう要請してきたところ、交通誘導員の効率的な活用の観点からも、改めてこれに取り組むこと。

また、工期の設定についても、工事の性格、地域の実情、自然条件、労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、工事施工に必要な日数を確保するよう要請してきたところ、これを徹底するとともに、交通誘導員の確保が困難といった事由等がある場合には、受注者からの工期延長の請求に関して適切な対応を図ること。

3. 関係者間による交通誘導員対策協議会の設置等

交通誘導員の確保対策については、地域ごとに交通誘導員の需給状況や配

置要件等が異なっており、地域の実情に応じた検討がなされる必要があるところ、建設工事の受発注者や建設業関係団体のみでなく、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携して対応することが効果的である。

このため、必要に応じ、都道府県単位で関係者協議会を設置すること等により、(1)により交通誘導員の確保に関する対応策等について検討を行い、適切に共通仕様書等への反映を図ること。

また、現行の警備業法（昭和47年法律第117号）等の解釈については、(2)を参照されたい。

(1) 協議会等で想定される検討内容の例

- 交通誘導員の需給状況の認識共有
 - ・今後の発注見通しを踏まえた、地域ごとの過不足状況に関するきめ細かな把握
- 交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策
 - ・受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理
 - ・受発注者が交通誘導員や工事用信号機等の保安施設の配置計画を検討する際に留意すべき情報の共有

(2) 警備業法上、警備業者が指定路線¹における交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上配置する必要がある一方、指定外路線の場合は警備業者の警備員であれば足りる。

また、指定・指定外の路線を問わず、元請建設企業の社員によるいわゆる自家警備は可能である。

なお、警備業法上、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る指揮命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。

以上

¹ 都道府県公安委員会が、検定合格警備員に交通誘導警備業務を実施させて道路における危険を防止する必要性が高い道路として指定した道路

原議保存期間1年
(平成31年3月31日まで保存)

警視庁生活安全部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁生企発第319号、丁規発第59号
平成29年6月8日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁交通局交通規制課長

交通誘導員の円滑な確保に向けた交通誘導員対策協議会への対応について

公共工事の施工に当たっては、各種事故の防止や車両等の誘導や案内等のため、交通誘導員（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第4項の警備員のほか、建設業者の従業員等いわゆる自家警備を含む。）等が確保されているところであるが、国土交通省の調査によれば、地震や豪雨災害等の被災地を始めとする一部の地域においては、交通誘導員のひっ迫に伴い、その十分な確保が困難となり、円滑な施工に支障を来しているとの実態も見受けられるとのことである。

こうした中、この度、別添1が総務省自治行政局行政課長及び国土交通省土地・建設産業局建設業課長から各都道府県入札契約担当部局長等に対し、別添2が国土交通省土地・建設産業局建設業課長から各建設業団体の長に対し、それぞれ通知され、交通誘導員の円滑な確保に係る要請がなされたことから、今後、都道府県単位で関係機関・団体等による交通誘導員対策協議会の設置が予想される。

各都道府県警察にあつては、関係機関・団体等から当該協議会への参画を求められた場合には、当該協議会に参画し、交通誘導員の確保に関する対応策等について関係者間で協議するなど必要な措置を講じられたい。

なお、本件は、別添3のとおり一般社団法人全国警備業協会に対しても、傘下団体、会員企業等への周知を要請しているところである。

国土入企第3号
平成29年6月8日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

交通誘導員の円滑な確保について

公共工事の施工にあたっては、技術者・技能労働者の確保や資機材の調達に加え、交通誘導員の確保も重要である一方、地震や豪雨災害等の被災地をはじめとする一部の地域においては、交通誘導員のひっ迫等に伴い、その十分な確保が困難となり、円滑な施工に支障を来しているとの実態も見受けられるところです。

交通誘導員の確保対策については、地域ごとに交通誘導員の需給状況や配置要件等が異なること等から、地域の実情に応じ、建設工事の受発注者や建設業関係団体のみでなく、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携して対応することが効果的です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体に対し、交通誘導員の円滑な確保と効率的な活用に努めるよう、別添1のとおり通知するとともに、別添2が警察庁生活安全局生活安全企画課長等から各都道府県警察本部長等あてに、別添3が同課長から一般社団法人全国警備業協会会長あてに、それぞれ通知されていますので、お知らせします。

貴職におかれても、交通誘導員対策協議会へ参画し、(1)により交通誘導員の確保に関する対応策等について検討を行う等、適切に対応されるとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

なお、現行の警備業法(昭和47年法律第117号)等の解釈については、(2)を参照して下さい。

(1) 協議会等で想定される検討内容の例

- 交通誘導員の需給状況の認識共有
 - ・ 今後の発注見通しを踏まえた、地域ごとの過不足状況に関するきめ細かな把握
- 交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策
 - ・ 受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理
 - ・ 受発注者が交通誘導員や工事用信号機等の保安施設の配置計画を検討する際に留意すべき情報の共有

(2) 警備業法上、警備業者が指定路線¹における交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上配置する必要がある一方、指定外路線の場合は警備業者の警備員であれば足りる。

また、指定・指定外の路線を問わず、元請建設企業の社員によるいわゆる自家警備は可能である。

なお、警備業法上、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る指揮命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。

¹ 都道府県公安委員会が、検定合格警備員に交通誘導警備業務を実施させて道路における危険を防止する必要性が高い道路として指定した道路

プレミアムサタデーの実施状況 (H29. 7 ~ H30. 9)

(一社)長野県建設業協会

